

製品名：メタリックフィラータイ

## 製品安全データシート

1/3

### 1. 製品及び会社情報

製品名	品番
メタリックフィラータイ	SG-MT100、SG-MT150、SG-MT200、SG-MT250

整理番号：S14

会社名：エスジー工業株式会社

住所：東京都板橋区東新町 1 丁目 17 番 1 号

担当部門：製品管理チーム

電話番号：03-3554-5461

FAX 番号：03-3554-5460

### 2. 危険有害性の要約

[GHS 分類]

分類基準に該当なし。

[GHS ラベル要素]

有害性警告表示を必要としない。

### 3. 組成及び成分情報

単一製品・混合物の区分：単一製品

ポリアミド 66、CAS.No. 32131-17-2 を主材料とした混合物。金属フィラーを含む。

添加剤、加工助剤を含む場合あり。

### 4. 応急処置

吸入した場合：溶融物のガスを吸った場合は、新鮮な空気のある場所に移し回復を待つ。

回復しない場合は医師の診断を受ける。

皮膚に付着した場合：溶融物の場合は、直ちに清浄な水で冷やす。

皮膚上の固まった樹脂を無理に剥がさない。

火傷があれば医師の診断を受ける。

目に入った場合：溶融物の場合は、直ちに清浄な水で 15 分以上冷やすと同時に洗浄し、

コンタクトレンズをしていれば固着していない限り取り外し、医師の診断を受ける。

飲み込んだ場合：直ちに吐かせる。もし大量に飲み込んだら、医師の診断を受ける。

## 5. 火災時の措置

適切な消火剤：噴霧水、アルコール耐性消化薬剤、二酸化炭素、粉末消火剤

火災時の特定危険有害性：有毒なガス(主に一酸化炭素や二酸化炭素)が発生する恐れがある。

熱分解に伴い他の有毒で可燃性のガスと蒸気が発生することがある。

シアン化水素の発生が起りえる。

消火を行う者の保護：消火作業時には、保護具を着用し、風上から消火する。

ガス発生が多い場合はガスマスクを着用する。

備考：本製品は、接炎により着火し、火元を取り除くまで燃焼し続ける。

熱分化したガスに断続的に着火することにより、火が燃え広がる危険性がある。

従って、溶融した製品は水で冷却しなくてはならない。

消化に使用された水及び火災残渣は収集すること。法律に従って消化剤は一定の管理下に置き、消化水は廃棄すること。

## 6. 漏出時の措置

漏出した製品を河川や下水に流出させないようにする。

## 7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

破損・変形等を防止するため衝撃を避けること。

開封後は、なるべく早く使用する。

又、開封後の製品を保管する場合は開封口を閉じ密閉しておく。

厳寒期には室温にしばらく置き、使用する。

保管

以下のように適切な保管条件を満足する場所で保管すること。

(1)直射日光の当たらぬ場所に保管する。

(2)高温多湿な場所を避けて保管する。

(3)発火源から離れた場所で保管する。

## 8. 暴露防止及び保護措置

保護具：製品の使用时、特別な保護具は必要としない。

## 9. 物理的及び化学的性質

物理的状态：固体

色：青

融点：260℃

分解温度：300℃以上

発火点：400℃以上

密度：約 1.5[g/cm<sup>3</sup>]

溶解性 水(20℃)：不溶

## 10. 安定性及び反応性

安定性：常温で安定。

反応性：自己反応性なし。

避けるべき条件：使用温度以上の環境に放置しない。子供の手の届かないところに保管する。

避けるべき物質：強酸と強い酸化剤に触れないようにする。

危険有害分解性生物：焼却時には、有毒なガス(主に一酸化炭素や二酸化炭素)が発生する恐れがある。

さらに、シアン化水素および他の有毒なガスが発生する可能性がある。

## 11. 有害性情報

該当なし

## 12. 環境影響情報

該当なし

## 13. 廃棄上の注意

埋立てるときは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に従って、公認の産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合には、その団体に委託して処理をする。

焼却する時は、焼却設備を用いて、大気汚染防止法等の諸法令に適合した処理を施して焼却する。

なお、焼却時には、有毒なガス(主に一酸化炭素や二酸化炭素)が発生する恐れがある。

さらに、シアン化水素および他の有毒なガスが発生する可能性がある。

## 14. 輸送上の注意

輸出関連法規上は危険物には分類されていない。

輸送の特定の安全対策及び条件：梱包袋が破れないように、乱暴な取扱いを避ける。

## 15. 適用法令

特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の促進に関する法律(PRTR法)：該当しない。

労働安全衛生法(第57条の2第1項、関係省令) 有害性等の情報を通知すべき物質(通知対象物)：該当する。

毒物及び劇物取締法：該当しない。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律：産業廃棄物(廃プラ)に該当する。

## 16. その他の情報

本製品安全データシート(SDS)は、記載内容は現時点で入手できる資料、情報、データに基づいて作成しており、新しい知見により改定されることがあります。また、注意事項は弊社技術資料等に示す通常の手続きを対象としたものであって、特殊な取扱いの場合は、用途・用法に適した安全対策を実施の上、ご利用下さい。記載内容は情報提供であって、その内容を保証するものではありません。